

◎ アイヌの人々が先住民族である認識を目的規定において示した上で、アイヌ施策を推進する計画に基づく事業に対する特別措置等を規定

【法令名】

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

【掲載官報】	平成 31 年 4 月 26 日 号外第 87 号 5 ページ
【法令番号】	平成 31 年 4 月 26 日 法律第 16 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※附則第 4 条及び第 8 条の規定は、公布の日〔平成 31 年 4 月 26 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>(一) 目的</p> <p>この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることとした。</p> <p style="text-align: right;">(第 1 条関係)</p> <p>(二) 基本理念</p> <p>(1) アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨とするとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮し、国、地方公共団体等の相互の密接な連携を図りつつ、全国的な視点に立って行われなければならないものとした。(第 3 条関係)</p> <p>(2) 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとした。(第 4 条関係)</p> <p>(三) 国及び地方公共団体の責務</p> <p>国及び地方公共団体は、1(二)に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務等を有するものとした。</p>

(第5条関係)

(四) 国民の努力

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとした。(第6条関係)

2 基本方針等

(一) 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないものとした。(第7条関係)

(二) 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとした。(第8条関係)

3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人に委託するものとした。(第9条関係)

4 アイヌ施策推進地域計画の認定等

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できることとした。(第10条関係)

5 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(一) 国は、認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、認定を受けたアイヌ施策推進地域計画(以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。)に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。(第15条関係)

(二) 農林水産大臣は、契約により、当該認定市町村の住民等に対し、これらの者が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施等のための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができるものとした。(第16条関係)

(三) 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載されたアイヌにおいて継承されてきた儀式の保存等に利用するためのさけを内水面において採捕する事業の実施のため許可を求められたときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとした。(第17条関係)

(四) 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、

WestlawJapan 法令あらし

	<p>又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができることとした。(第 18 条関係)</p> <p>6 指定法人 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とし、民族共生象徴空間構成施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人等を指定することができることとした。(第 20 条関係)</p> <p>7 アイヌ政策推進本部 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を置くこととした。(第 32 条～第 41 条関係)</p> <p>8 その他 (一) 罰則規定その他の規定について所要の整備を行うものとした。 (二) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律は、廃止するものとした。 (附則第 2 条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成 9 年法律第 52 号)・ 漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号)・ 内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号)・ 国土交通省設置法 (平成 11 年法律第 100 号)